タマシャモレッドロゴマークデザイン・販促グッズ制作業務委託

仕様書

・　この仕様書は、企画提案書作成用である。
・　企画提案競技後、埼玉県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

第１　委託業務名
タマシャモレッドロゴマークデザイン・販促グッズ制作業務委託

第２　契約期間
契約締結日～令和９年２月２６日（金）

第３　業務の目的
埼玉県は、タマシャモを基に卵肉兼用鶏「タマシャモレッド」を作出した。タマシャモレッドは、シャモ由来の大きくコクのある卵黄をもつ卵とシャモ肉特有の旨味と歯ごたえのある肉が特徴の”卵も肉もおいしい卵肉兼用鶏”である。
本業務では、消費者に対し、タマシャモレッドが「埼玉県産の鶏であること」、「卵も肉も美味しいこと」を PR するロゴマーク、販促グッズ等のデザイン及び制作を委託するものである。

第４　業務の概要
・　タマシャモレッドのロゴマークデザイン（シンボルマークと文字デザイン）の制作
・　タマシャモレッドのロゴマークを冠したポスター・リーフレット・ステッカーのデザイン制作及びその印刷

第５　デザイン制作に当たって考慮すべき視点
本デザイン制作に当たっては、次の点を考慮して提案すること。
・　タマシャモレッドが**「埼玉県で作出されたオリジナルのブランド鶏であること」**、**「卵も肉もおいしい卵肉兼用鶏であること」**を最大限訴求するデザインとすること。
・　ポスターやリーフレットについては、タマシャモレッドの認知度を向上させ、鶏の特徴である**シャモ由来の大きくコクのある卵黄をもつ卵**と**シャモ肉特有の旨味と歯ごたえのある肉**を消費者に訴求するために、鶏の写真や、卵や肉の写真を使用

すること。
・　リーフレットについては、タマシャモレッドの作出までの経緯や、鶏の特徴を一面ずつ掲載すること。

第６　業務の内容
１　デザイン制作
(1)　内容
ア　タマシャモレッドのロゴマーク（シンボルマークと文字デザイン）の制作
(ｱ)　タマシャモレッドのシンボルマークの制作
・「埼玉県が作出した鶏であること」、「卵も肉もおいしい鶏であること」を表現しているシンボルマークを制作する。
・視認性に優れていること。
(ｲ)　タマシャモレッドの文字デザインの制作
・「タマシャモレッド」の文字デザインを制作する。
・文字デザインに優れていること。
(ｳ)　上記(ｱ)、(ｲ)をセットにしたデザインの制作
(ｴ)　上記(ｲ)については縦書きデザインも制作する。
(ｵ)　上記(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)についてフルカラー及びモノクロをそれぞれ制作する。

イ　アのロゴマークデザインを使用した販促グッズ(ポスター、リーフレット、ステッカー)
・　デザインについては、①ポスター用（表面のみ)、②リーフレット（両面のみ）③ステッカー（表面のみ）として、それぞれ下表のとおり活用することを想定していること。また、それぞれの活用方法を踏まえ、概ね下表の掲載内容を想定していること。

①ポスター（A2 縦での制作を想定）
＜活用方法＞ 県庁や関係機関の施設、生産物を取り扱う販売所等に掲出し、消費者等に対して、タマシャモレッドを PR する。
＜掲載内容（「表面」のみ）＞ ・ロゴマーク（シンボルマーク、文字デザイン)、キャッチコピーを掲載。 ・キャッチコピーは「埼玉県が作出した鶏であること」、「卵も肉もおいしい鶏であること」を消費者に訴求できる一文であること。 ・キャッチコピー等については、例えば「全国唯一」や「〇年連続」など、一時点の情報や継続的な更新が必要となる表現は使用せず、一定期間の使用に耐えるものとすること。

②リーフレット（A4 三つ折り、左開きでの制作を想定）

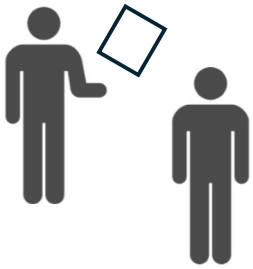
＜活用方法＞

・生産物を取り扱う販売所等において、タマシャモレッドの卵や肉の販売促進活動を行う際、消費者に対してタマシャモレッドの特長等を伝えるため配布する。

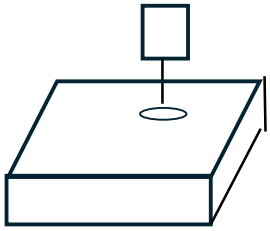
・直売所等において、消費者に対してタマシャモレッドの特長等を伝えるため、販促 POP として各店舗に設置する。

・タマシャモレッドの鶏卵や肉を販売する生産者が、商品を販売する際、消費者に対してタマシャモレッドの特長等を伝えるため、配布、店舗に設置又は梱包用の箱に同封する。

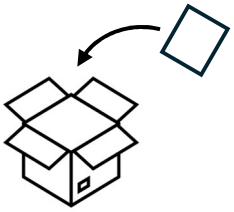
＜イメージ＞



販売促進活動でのチラシ配布

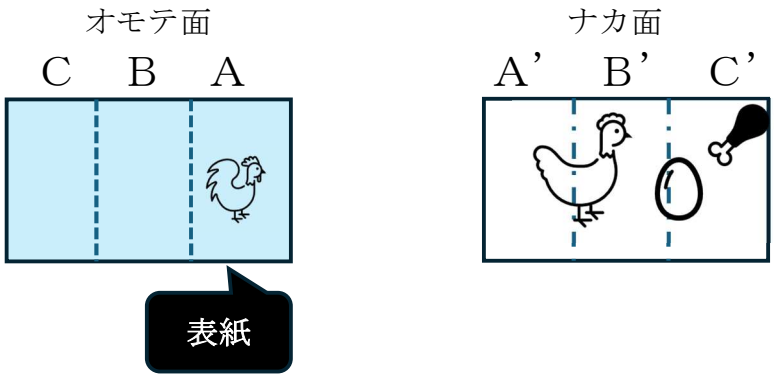


店舗での販促 POP



商品説明として同封

＜デザイン配置イメージ＞



＜「オモテＡ面」の掲載内容＞

・　タマシャモレッドのロゴマークをメインとしたデザインとして、卵も肉も美味しい鶏であることを示すコピーを提案すること。

・　消費者等が、「埼玉県産」と「当該オリジナル品種」を関連付けて認識＊できるよう、「埼玉県（又は埼玉）」という文言を使用するか、「埼玉県（又は埼玉）」を想起させるデザインとすること。

・　県章（イラスト）、「彩の国　埼玉県」（文言）及び埼玉県マスコットキャラクター「コバトン」「さいたまっち」（イラスト及びコピーライト）を配置するこ

と。

＜「見開き①（ナカ面A’とオモテ面C）」の掲載内容＞

・タマシャモレッドが、**埼玉県産であること、黄身が大きくコクのある卵を産む鶏**」であることを消費者に訴求するため、**「タマシャモレッド」の文言**と、**黄身が大きくコクのある卵であることをアピールする文言、鶏と卵の写真**を掲載する。

＜「見開き②(ナカ面A’，B’，C’)」の掲載内容＞

・　鶏の特徴であるシャモ由来の大きくコクのある卵黄をもつ卵とシャモ肉特有の旨味と歯ごたえのある肉を消費者に訴求するために、鶏の写真や、卵や肉を使った料理の写真を使用すること。

・　タマシャモレッドの作出までの経緯や、鶏の特徴を掲載すること。

・　「表面」については、「②ポスター」用と同一デザインとすることを想定している。そのため、キャッチコピー等については、例えば「全国唯一」や「〇年連続」など、一時点の情報や継続的な更新が必要となる表現は使用せず、一定期間の使用に耐えるものとすること。

＜「裏面」（オモテ面B）の掲載内容＞

・　タマシャモレッドの写真及び卵、肉の写真を掲載。

・　本県が運営している埼玉農産物ポータルサイト「SAITAMAわっしょい！」（https://www.pref.saitama.lg.jp/saitama-wassyoi/）にリンクする二次元コードを配置し、必要に応じて効果的な誘導文を記載すること。

・　「裏面」については、年度ごとに掲載情報を修正するなど、情報を更新して使用することを想定していること。

③ステッカー（ロールタイプでの制作を想定）

＜活用方法＞

・生産者が運営する販売所等において、タマシャモレッドの卵を販売する際に、製品に貼付することで消費者の目を惹き、タマシャモレッドの消費拡大に役立てる。

＜イメージ＞



製品に貼付

＜掲載内容＞

・ア(ｳ)ロゴマーク（文字デザイン＋シンボルマーク、フルカラー）を掲載すること。

・　デザイン制作に当たっては、鶏、卵・肉及びそれらを使用した料理の写真を撮影することとし、当該写真をデザインに使用すること。

・写真被写体となる鶏、卵・肉、料理は県が用意する。

・ただし、県や生産者の都合で写真被写体が用意できない場合は、県が提供した写真を使用すること（別添１「タマシャモレッド画像素材一覧」）
・撮影に伴う経費（カメラマン、撮影立ち会い、撮影諸経費）は、全て委託料に含めること。
・撮影場所・時期については、デザインの提案内容＊に応じて、契約締結後に本県と協議の上で決定すること。

＊　提案内容に応じて、実際の農場又はスタジオ等での撮影が想定されるが、鶏や卵の県内生産者については、本県側で紹介等が可能であること。
・　デザイン制作に当たっては、企画提案競技を経て決定した内容を基本として、本県と協議により詳細事項を決定し、制作を進めること。そのため、文章等の修正を指示する場合があること。

(2)　規格等

品目	サイズ	仕様	部数
ポスター	A2	光沢紙（コート/アートポスター、135kg）	50 枚
リーフレット	A4 三つ折り ・仕上がりサイズ 99㎜×210㎜ ・展開サイズ：210×297㎜（A4）	光沢紙（コート、110kg）	1,000 部
ステッカー(ロールタイプ)	1 枚につき 20㎜×20 ㎜	アの(ｳ)を使用。光沢紙（アート)、ロールタイプ（2,000 枚/ロール）	10 本

・各品目の仕様に応じて、契約締結後に本県と協議の上で決定すること。

(3)　校正
・　受託者は、本業務の目的等を理解・尊重し、適宜本県の指示に従ってデザイン制作を行うこと。また、本県が校了と判断するまで、校正を行うものとすること。

２　納品場所・方法
・　本業務で制作したデザイン及び撮影した写真のデータについて、本県が指定する方法により、畜産安全課宛てに電子データで納品すること。
・　デザインデータの形式は、jpeg、png 及び pdf とすること。
・　デザインデータの納品は、校了後速やかに行うこと。
・　ポスター等の納品は、第６の１(2)の仕様で、畜産安全課宛てに納品すること。
・　納品は令和９年２月２６日（金）までに行うこと。

３　実施体制等

・　本業務を円滑に進めるため、熟練した専任の担当者（以下「専任担当者」という。）及びデザイナーほか必要なスタッフを置くこと。
・　専任担当者は、本県との密接な連絡・調整の下、本業務の進行管理を確実に行うこと。
・　本事業の確実な実施に向け、綿密な打合せを行うこと。

第７　成果物に関する権利の帰属等

・　本業務で制作する著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属する。
・　受託者は、本県（本県が許可した者を含む。）に対して、本業務の履行に伴い発生する著作物に対する著作者人格権を行使しないものとする。
・　本業務の履行に際して、映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

　なお、**本業務で制作したデザインについては、本県でリーフレット・ポスターとして別途印刷（外部委託を想定）するとともに、県内のタマシャモレッド飼育農家や関係団体等が自ら印刷・増刷できるようにデータ提供等を行う予定であることから、当該利用形態に支障を及ぼさないようにデザインを制作すること。**

・　著作物については、本県が必要と判断する目的に使用できるとともに、本県が認める第三者に使用させることができるものとする。

　なお、**本業務で制作したデザインについては、本県でチラシ・ポスターとして別途印刷（外部委託を想定）するとともに、県内のタマシャモレッド飼育農家や関係団体等が自ら印刷・増刷できるようにデータ提供等を行う予定であること。**

・　受託者は、本業務で制作する著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証すること。万一、著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、受託者は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、本県に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。

第８　その他

・　本業務の遂行に当たって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合等については、本県と協議の上で取扱いを決定することとする。